

景観形成基準に基づく配慮事項（広告物の表示等）

	事 項	景 観 形 成 基 準	配 慮 の 内 容
共 通 す る 事 項	(1)基本的 遵守事項	ア, 優れた景観の形成（地域の個性の尊重, 周辺との調和）	ア 指定地域の各ゾーンの特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。
		イ, 市町村条例との整合 ウ, 住民協定等との整合	イ 本市に該当はありません。 ウ 行為地について、景観条例第三十条に規定する景観形成住民協定又は関連法令に基づく景観形成のための地域協定等がある場合は、当該協定に配慮するとともに、景観形成住民協定、同条例第三十二条に規定する特定事業景観形成協定及びこれらに準じる協定を積極的に締結し、優れた景観の形成を図ること。
	エ, 周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある場合の景観検証	エ 次の地域において、周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性があると思われる大規模行為を行う場合は、周辺の地域住民等への具体的な説明のため、当該行為に係る計画の内容書及び理由書を準備し、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィックス等で分析した上で、周囲の景観に与える影響を検証すること。 (ア) 指定地域基本計画に定める山頂ゾーン (イ) 指定地域基本計画に定める山腹ゾーン (ウ) 指定地域基本計画に定める重点地区の各地区 (エ) その他景観形成上、特に必要と認める地域	
	(2)位 置	ア, 景勝地等及びその周辺地域における、行為地の選定に当たって配慮	ア 行為地の選定に当たっては、航空路、幹線道路、山頂などの主要な展望地からの眺望に良好な影響を与えるよう特に配慮すること。
イ, 優れた景観資源に近接する場合の保全に対する配慮		イ 行為地が、自然、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。	
ウ, 主要幹線道路等からの後退		ウ 行為地が、主要幹線道路に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とすること。	
(3)敷地の 緑化	エ, 行為地が山稜の近傍にある場合、稜線を乱さないための配慮	エ 行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。	
	ア, 敷地内の緑化 イ, 既存樹木の修景への活用 ウ, 周辺植生との調和に配慮した生け垣や樹木による境界囲い		
(4)その他	ア, 敷地内の施設間及び周辺との調和	ア 複数の建築物、工作物及び屋外駐車場、ゴミ焼却場等の敷地内に設ける施設については、施設間の配置、形態等及び周辺の景観との調和に配慮すること。	

	<p>イ, 屋外駐車場の出入口の限定と遮蔽</p> <p>ウ, 屋外照明の光量</p> <p>エ, 行為期間中の修景</p> <p>オ, その他</p>	<p>イ 屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とすること。</p> <p>ウ 屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</p> <p>エ 行為の期間中は、敷地周囲の緑化や工事堀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努めること。</p>
<p>広 告 物 の 表 示 等</p>	<p>主要道路、展望地等から見た場合、過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感を生じないための配慮</p> <p>ア, 建築物等に設置する看板、広告塔等～ 必要最小限の大きさ及び設置箇所数 建築物及び周辺景観との調和</p> <p>イ, 広告塔、野立看板等～ 支柱部分等の形態等への配慮 必要最小限の高さ、大きさ</p> <p>ウ, 垂れ幕等一時的な広告、サインはできる限り行わない やむを得ず表示する場合、建築物等との調和</p> <p>エ, 蛍光色の使用はできる限り避ける</p> <p>オ, 地面に接して設置する場合、足回りの修景、緑化</p> <p>カ, 必要最小限の文字の大きさ</p> <p>キ, ネオンサインを設置する場合、 昼間の景観への配慮</p> <p>ク, 広告看板等と一体となる建築物等の形態等の配慮</p> <p>ケ, 指定地域基本計画に沿った景観形成に対する配慮</p> <p>コ, 窓等の内側からの表示は避ける</p>	<p>航空路、幹線道路、山頂などの主要な展望地から見た場合の過度の広告表現による不調和や周辺の景観への著しい違和感が生じないよう配慮するとともに、次の点を十分工夫すること。</p> <p>ア 建築物等に設置する看板、広告塔等は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、当該建築物等及び周辺の景観との調和に配慮する。</p> <p>イ 広告塔や野立看板等は、広告物を表示する面以外の部分や支柱部分等の形態、意匠、色彩及び素材にも配慮する。特に、高さは、できる限り低くする。</p> <p>ウ 垂れ幕等の一時的な広告及びサインはできる限り行わない。やむを得ず表示する場合は、垂れ幕等の下地となる色は、できる限り広告物を表示する建築物等と同等又は類似の色とする。</p> <p>エ 蛍光色の使用はできる限り避ける。</p> <p>オ 野立看板など、広告物を掲出する物件を、地面に接して設置している場合は、その足回りの修景緑化に努める。</p> <p>カ 広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。</p> <p>キ 窓等の開口部内側から広告看板類を掲示しない。</p> <p>ク ネオンサインを設置する場合は、昼間の景観にも配慮した形態等とする。</p> <p>ケ 航空路からの眺望に配慮して、広告看板類の類似行為は行わない。また、屋上及び屋根面の広告看板類は、できる限り設置しない。</p> <p>コ 広告看板類と一体となる建築物の形態、意匠、色彩及び素材については、建築物の新築、増築等の部の事項及</p>

		サ. その他	び基準に準じる。
--	--	--------	----------